

## 第十回 国会

## 文部委員会議録 第十五号

昭和二十六年三月二十三日(金曜日)

午前十一時三十一分開議

## 出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡延右エ門君 理事佐藤 重遠君

理事小林 信一君 理事松本 七郎君

柏原 義則君 甲木 保君

東井三代次君 圓谷 光衛君

井出一太郎君 篠森 順造君

坂本 泰良君 渡部 義通君

浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部政務次官 水谷 昇君

官房事務官(大臣) 篠原 義雄君

文部事務官(初等 教育局長) 辻田 力君

文部事務官(大 学) 稲田 清助君

官房事務長 石井 昂君

三月二十二日

学校給食法制定に関する請願(松本 一部君外一名紹介)(第一四八四号)

五大市における府県立高等學校移管に関する請願(三浦寅之助君紹介)(第一四八五号)

教職員の結核対策強化に関する請願(前田アサノ君紹介)(第一四八六号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第一四八七号)

同(小松勇次君紹介)(第一四八八号)

する請願(柳原三郎君紹介)(第一五一号)の審査を本委員会に付託された。

同日 宗教法人法案に関する陳情書(東京都中央区銀座四丁目二番地日本基督教団主管者総会議長小崎道雄)(第四三四号)島根大学教育部浜田分校存置に関する陳情書(米子市島根県議會議長恒松安夫)(第四五六号)職業教育法制定に関する陳情書(米子市島根県議會議長恒松安夫)(第四五八号)義務教育費全額国庫負担に関する陳情書(徳島市徳島市議會議長米田久雄)(第四六三号)教育予算確立に関する陳情書外一件(岩手県氣仙郡世田米町世田米小学校岩瀬貞美外十五名)(第四七三号)

委員外の出席者

本日の会議に付した事件  
宗教法人法案(内閣提出第五一号)を本委員会に送付された。

大臣の考え方を、まず伺います。

○天野國務大臣 政教の分離というの活動という面には規定をするけれども、宗教の教義とかいうものに立ち入つては、何ら規定することをしない、こういう意味でございます。もとより宗教のそういう教義とか教理とかいう内容には立ち入らぬといつてみても、非常に非倫理的なものになれば、審議されれども、そういう場合でない限りは、教理とかそういうものには立ち入らないといふ意味で、政教の分離といふことを言つたのであります。

○渡部委員 宗教の内容ということの中には、やはり教義と宗教活動とが伴うものである。つまり教義が社会的に実践されなかつたならば、宗派によつて違あかもしませんか、宗教としてのほんとうの意義ある活動はできないわけで、当然宗教の教義内容と社會的な実践というものが伴うものと考えられるのです。その社会的な実践を伴わぬような宗教といふものは、われわれとしては考へることができないわけですね。そうすると、私たちはこの法案における懸念は、宗教の内容及び社會的な実践という言葉に対する政治的な統制、または干渉が行われるべきでないと、いふ原則の上から言ひますと、法人を決定するような場合に、おいても、やはり宗教的な実践、つまり社會的な活動といふものが問題になりますが、それでいよいよこの原則の上から言ひますと、法人を決定するような場合に、文部大臣が最後の認証権を持つといふことは、物を禁止するとかどうとかいうことですが、ここでは、要するにそういう活動がしやすいようにしようと、宗敎團体をむしろ保護するううの活動をとめるとかいうようなことは、当然あるわけなんですが、それは、むしろ付隨的のことだと思つて、その教理があり、その教理の宣伝とかいうことは、当然あるわけなんですが、そこの教理が神というものをどう考えよう、あるいはその組立てをどうしようと、あるいはそれを実践的に社会へ普及させて行つたりするのに都合のよいよう、それをおしろ威成するようにならなかつては、どういふことは関係しない。たゞそれを実践的に社会へ普及させて行くと、そこでも申しまして、それが、現に戰時中においてあつたようないふの御懸念になる点は、大臣一個の主觀的な考え方から、あるいは當時の政治上の立場から、何か干涉するといふことが、現に戰時中においてあつたようないふわけでございます。

○渡部委員 政教の分離といふことは、そうすると具体的な内容は、信教の自由といふことと直接に結びついてゐるわけですね。そうしますと、私たちのこの法案における懸念は、宗教の内容及び社會的な実践という言葉に対する政治的な統制、または干渉が行われるべきでないと、いふ原則の上から言ひますと、法人を決定するような場合に、文部大臣が最後の認証権を持つといふことは、物を禁止するとかどうとかいうことになりますと、結局は文部大臣の任命と構成自体も、結局は文部大臣の任命と審議会によって公平に客観的に審査をしようといふわけでございます。

○渡部委員 そうしますと、審議会の構成そのものが、時の政治的な色彩を帯びるようなる形になる憂いはないかどうか。

○天野國務大臣 そういうふうに突き詰めれば、やはりそななる憂いも絶対ないとは言えませんけれども、その政府の当局者は、時の国民の選んだ議員によつて支持されておる政府なんですかから、そういう政府の考えが審議会を設けてやるといふことになれば、それ以上のことを現在の政治組織において望むことは、できないと思うわけで

ます。第一に、政教の分離についての政治権力が何をも干渉しないといふことになる

○天野國務大臣 この法人法案といふことは、物を禁止するとかどうとかいうことになりますが、ここでは、要するにそういう活動がしやすいようにしようと、宗敎團体をむしろ保護するううの活動をとめるとかいうようなことは、当然あるわけなんですが、そこの教理があり、その教理の宣伝とかいうことは、当然あるわけなんですが、それは、むしろ付隨的のことだと思つて、その教理が神というものをどう考えよう、あるいはその組立てをどうようと、あるいはそれを実践的に社会へ普及させて行つたりするのに都合のよいよう、それをおしろ威成するようにならなかつては、どういふことは関係しない。たゞそれを実践的に社会へ普及させて行くと、そこでも申しまして、それが、現に戰時中においてあつたようないふの御懸念になる点は、大臣一個の主觀的な考え方から、あるいは當時の政治上の立場から、何か干涉するといふことが、現に戰時中においてあつたようないふわけでございます。

○渡部委員 政教の分離といふことは、そうすると具体的な内容は、信教の自由といふことと直接に結びついてゐるわけですね。そうしますと、私たちのこの法案における懸念は、宗教の内容及び社會的な実践という言葉に対する政治的な統制、または干渉が行われるべきでないと、いふ原則の上から言ひますと、法人を決定するような場合に、文部大臣が最後の認証権を持つといふことは、物を禁止するとかどうとかいうことになりますと、結局は文部大臣の任命と構成そのものが、時の政治的な色彩を帯びるようなる形になる憂いはないかどうか。

○天野國務大臣 そういうふうに突き詰めれば、やはりそななる憂いも絶対ないとは言えませんけれども、その政府の当局者は、時の国民の選んだ議員によつて支持されておる政府なんですかから、そういう政府の考えが審議会を設けてやるといふことになれば、それ以上のことを現在の政治組織において望むことは、できないと思うわけで

○渡部委員 現在の政府が、国民のほんとうの意思を代表しておるかどうか、ということについての議論は、ここでは申し上げません。しかし問題は、かりに大臣の言わることが承認されたとしても、その仮定の上に立ちます。でも、一応大臣によつて、あるいは審議会によつて認証された法人がその活動をする場合に、いろいろな制約を受ける。たとえば裁判権が、その宗教的な活動に対しても——あるいは宗教的な教義に対してさともあり得るかもしれないが、とにかく制約を加えておる。解散の條項ですが、解散の命令を出すことができるということになりますと、宗教審議会、あるいはその意思と関連して、文部大臣が認証した宗教団体がその活動をする場合に、裁判権によって制約される。言いかえれば、信教の自由といふものが失われるという懸念が非常に強いわけなのですが、この点についての御見解はいかがですか。

制限というものが、できるだけ公平で、あるために、国民の意思を代表する国会といふものがあり、国会といふものによつて代表された政府があつて、その政府がやり、しかもそれを裁判といふ政治からは独立しておるべきものがある。その拘束さえもあつたら、信教の自由が束縛されるというのだから、それら、それは天国の自由であつて、この世の自由ではないといつてよいであろう。あなたのようないくつかの現実論者が、私のような観念論者といわれる者に、さかさまの論を聞かされることは、はなはだふしきにたえないところです。

会的な実践というものと関連を持つたといふことは、明らかだと思うのです。かつて北條政権のもとで、弾圧を受けながら日蓮上人がその教義を弘布して行つたといふこともありますが、戦時中を見ましても、天理教の中心的な教義であると思うのですが、「泥海古記」というふうな聖典が問題になつたといふことがあります。泥海古記は、日蓮上人遺文集というものが、やはり不敬罪を構成して弾圧され、そからその地教義上に対してのみいろいろな問題が起きるだけではなく、その教義が広められなければならぬとして、宗教的な情熱に基く天理教や仏教の諸派の諸活動が、非常に強い弾圧を受けて来たわけであります。そしてその当時においても、やはり信教の自由ということは言われていたわけであります。言われていたが、そういうふうな弾圧を受けている。今日もまた、信教の自由といふものが法文中にどのように規定されても、ある政治条件の変化のために、そういう弾圧を受けないという保障は得らないわけであります。たとえば、「ここに『公共の福祉を害する』」といふことがありますが、この公共の福祉を害するという事柄についての考え方では、これはやはり政治的な意味を持つて来るのではないかと思います。

そこで、私は具体的にお聞きしますが、公共の福祉を害するということが抽象的であるならば、これは問題でないが、具体的になつた場合に、やはりここに問題が出て来るのではないか。そういう懸念を持つたので、私は信教の自由ということを非常に気にかけているわけなんですが、この点はどうい

うふうに解釈されますか。「公共の福祉を害する」というふうなこと、そちらから「宗教団体の目的を著しく逸脱」た行為」というような事柄、こういふものに対する当局者の考え方いかんが、どうであります。だから、いつうことが言えると思います。

○天野国務大臣 今渡部委員は、戦時中とか、あるいはもつと過去において、いろいろ信教の自由というものが束縛されたということを申されたのであります。だから、今度はそういうことがないよと、しようというのであります。だからして、政教分離ということを言って、決してそういうことは拘束干渉をしていいつて、御承知の通りあります。だからして、この法文の通りにやれば、それで決して信教の自由を拘束することにはならないで、宗教団体の活動を保護するということになります。しかし政府が悪ければ、そういうことはいくら言ってみても、だめな法律でもいいかねといいます。しかしその政府というのは、国民を選んでる政府なんですから、悪い政府が出るということを前提のもとあります。しかし、その政府と、いうのは、國民の法律は、そういう信教の自由を、できるだけ保護していくという趣旨でできているもので、その趣旨はこの法律において完成できる、達成できるといふと考えでございます。

○渡部委員　いい政府、悪い政府、つしやいますが、現在の政府がいかに悪いかどうかということは、一應別問題としまして、公共の福祉ということについての考え方の中に、やはり私は重大な問題を含んでおると思います。たとえば、大臣も関係されておりますが、平和問題談話会の問題であります。が、平和を守る、平和を希求するということは、これはすべての人々の強い心の中からわき出て来る事柄であると思います。しかし、平和を守るために、は、単に自分は平和を望むということによって平和を守るのではなくて、やはり平和を守るために、平和を希求している人たちにその心を伝え、その共感を高めて行つて、そして平和の動きというものを強めて行かなければ、現実としては平和が守れないわけです。大臣もそこに名を連ねておられる平和問題談話会という、あのわば私たちが妥当稳健と世間からいわれるるようないふうに考へると見ておるような人たち、私たちの尊敬している人たちの集まりにさも、やはり若干の干渉がましいことが現実に起きているわけです。そうしまして、そういう団体といいますか、そういうグループの動きさえも、現在では公共の利益を害するというふうに考へられるから、そういうふうな動きが出て來るのでないかと考えざるを得ないわけです。そこで問題になるわけですが、この宗教の本質としては、やはりこういう問題は当然出來る。宗教は、單に個人的な心の問題だけではなくて、やはり一定の教義、あるいは社会人の心及び生活の

安定をかためて行く、あるいは安定をつくり出して行く、ということに宗教的な精神があり、宗教活動の内容があるとしますと、やはり宗教の中には、平和という動きが非常に強くなつて来ると思うのです。これはキリスト教でもMRAの活動が世界的に行われておりますし、あらゆる宗教団体においても、平和運動というものが非常に強く行われておるわけなんですが、平和運動はそのように一般の人たちの望むところであり、宗教団体がそれ自身の性質として当然そこに行かなければならぬような問題であつても、やはり政治的な干渉を受けるような状態が来るのじやないか、ということが強く考えられるわけなんです。その場合に、信教の自由というものは、結局はなくなるのじやないかと思うのですが、こういうことについての考え方はどうですか。

○天野国務大臣 私には渡部さんのお考えが実はよく了解できないのであります。いくら信教の自由ということを言つても、時の政府の考え方によつては、信教の自由もなくなつてしまふということもあり得る。そういうことを言うなら、現在の憲法もだめだということになるのです。憲法でもつて信教の自由を保障しておいても、現実には時の政府の考え方によつては、信教の自由といふこともなくなるから、こういう規定はいかぬというならば、法律も憲法もみんないけないことになつてしまふのです。やはり信教の自由ということをここで十分力説しておくといふことは、私は法律としてはよいことなんだと思います。しかし、それがどこまでが信教の自由であるかということは、時の政府の判断によることは、これは

いたし方がないことで、神様に判断してもらうというわけには行かないのですから、人民が選び出した国会の支持を受けている政府が、これを判断すると思うのです。だからそういう事実がある可能性は、どうしても認めざるを得ないのでですが、可能性があるからこの法律が悪いとは、私は言えないだらうと思うのです。

い意味はで、時の政府が判断する、あるいは政府でなければ裁判所とかいろいろのものが判断をするので、それが間違った判断をする可能性があるから、それで法律がいけないと、いえ、どの法律でもいけなくなつてしまふと思います。

○渡部委員 だから、私は具体的に申し上げたのです。それならば、時の政府である、時の文部大臣である天野文部大臣は——ミッショニン離脱運動といふものが起きておるのですが、ミッショニン離脱運動が起きて、いれば、当然日本に日本のキリスト教的な活動に対し、アメリカのキリスト教側は不愉快な感じを高めて行くであります。高めて行くであります。これは日本にかけてのキリスト教者の非常に強い希望から動いているわけでありまして、これら事柄は、当然民族自立というよろしくなものに結びついて行かざるを得ないと思うのです。こういうものが高まって行きますと、やはり民族独立運動が広汎に国民の中に起きて来る。これに対する、外国は——外国というよりかも、具体的に申しますと、一部の外国の帝国主義者どもは、決していい感じを持っておりません。そうしますと、そういう運動がぐんぐん進んで行きますと、やはりこれは国際的な関係そのへから、時の政府としては取締るといふようなことが起きはしないか。もうこういう運動が取締られることになりますと、日本のキリスト教者の自主的な広汎な平和運動といふものが、キリスト教そのものの性質と関連した、いろいろ動きというものが、抑えられることがある結果、信教の自由といふのが、やはり抑えられるのじやないか

それと違つて、一つの政治活動をする  
ということになると、またそこに時の  
政府としては、政治的活動を抑制せね  
ばならぬということが起るかもしけ  
ません。それはいたし方がないことだ  
と思つております。ただ宗教家がやれ  
ば、何でも宗教活動だと言うわけには  
行かないと思います。

○渡部委員 御存じのように、平和運  
動は全世界の運動になつておりまし  
て、今M.R.A.といふような活動に、日  
本の国からもすいぶん参加しておるよ  
うですが、世界的の規模においてこう  
いう活動がなされているわけです。そ  
れはやはり平和を守るという一つの希  
求を反映しておるものだと思います。  
が、そういう平和の守り方にについて、  
宗教家たちが、平和を守るためににはも  
つと具体的に守るために方法を考えな  
ければならないという立場に立つて、  
そして同じ平和を守るという宗教的な  
希求からいつても、現実にどうして守  
るかという問題になつて来ますと、そ  
こにやはり全面講和とか再軍備反対と  
かいうことを唱えるような動きも出て  
来得るし、また現に出て来ているわけ  
です。しかしそれは同じ宗教的な活動  
の現われ方として出て來るのであります  
が、こういう場合に、私はやはり問  
題になるのではないかと思つてゐるわ  
けなんです。これは私が共産党だから  
そういうふうに考えているのだとい  
うのではなくて、私はもし必要ならば、共  
産党とかなんとかいう政黨の立場など  
を全然考え方の外に置いて、私の考え方  
や議論を進めているのだということを  
知つていただいて、その上で、本質的  
な問題として取上げて答えていただき  
たいと思うのです。

○天野国務大臣 私はどなたのお考へを承るときにも、この方は共産党だ、この方は自由党だということで聞いてはおりません。御意見自体に対して、私の考へを常に率直に述べておるつもりでございます。渡部さんに対しても、その通りでございます。

平和を守るということは、すべての人々の希求するところで、平和に反対の人はないと思つております。しかし、いかなる方法によつて平和を守るかという点で、いろ／＼考へが違つて、来ると思うのです。この間まで平和論者として、自分の位置も放擲し、自分の理論も放擲し、牢にまで入つたのパートランド・ラッセルが、最近は、そういう今までのようなり方では、平和は守れぬということを言い出したのも、その一例であります。平和を願するという点においては同じでも、その守る方法においては、いろ／＼な考へがあり得るわけだと思うのです。渡部さんなどのお考へも、一つの考へだと思います。けれども、日本国というものを維持して行くという、実際の政治を握っている人たちは、また別の考へを持つこともあります。それは、いろいろとも、政府のやることが直接に妨害されてしまうということは、政府が唱えて、その動機がいかに純粹ですか。そういうときには、いくら宗教家としても、忍ぶことができない場合もあり得ると思うのです。私は現在そうな言つてもいいというわけには行かない。だから純粹な氣持で、純粹に宗教的な情熱から、純粹に平和を愛するから、どういうことを唱え、どういうよろに言つてもいいといふわけには行かない。

○渡部委員 そこに私は、やはり宗教に対する、あるいは信教の自由に対する政治的な干渉の危険があるというふうに見ておるわけなんです。いわゆる国家の政治を担当するといいまして、時の政府が、広汎な宗教家の、あるいは広汎な人々の意思をそのまま表現しているのではなくて、一つの政治的な立場というものから物事を判断して決定するのでありますから、そうしますと、こういう裁判所により宗教団体の解散命令が出されるという條文がありますと、これはやはり信教の自由をいう、すべての宗教家が望んでおり、また大臣もそれを原則とされるようなるものが、くづれて行く危険性があるという点を懸念しているわけですが、これはこれ以上質問申し上げても、問答の繰返しのことになると思いませんから、私はこの問題についてはこれまで打切りまして、あとは他に譲ります。

然そこに認められないものと認められたものとの間に、一つの便宜あるいはまた特典、こういうものが出来て来るに考へるのであります。こういふことを考へるのだが、この法律の建前のようであります。が、憲法では第二十條において、いかなる宗教団体も、國から特權を受けてはならないという箇條があるのでは、この法律が憲法違反にならないのだということを、一応法理論の上から明確にしておく必要がある。将来出て来る事もあるうと思ひますから、これはこの憲法の二十條に違反でないのだと、いうことを、大臣が御確信でありますれば、この点を法理論的に、はつきり伺いたいと思います。

としての一つの法人である。従つて各公益法人が受けると同様な程度に、いわゆる特権的取扱いでなくて、公益法人として平等な取扱いを受ける、こういう意味合いのことあります。従つて公平、平等である、特権的な取扱いではない、という限りにおきまして、憲法に抵触するものではない、こういうよう理解しておる次第であります。

○審査委員 最後のことをお尋ねしてもおるのであります。つまりある一つの便宜を与えられるということになるのですが、宗教団体ということになると、めに、そのことが特権でないのだ。では、まだ不十分なようでありますのは何であるか、ということが、最後のせんじ詰めた問題になるので、それが憲法の法理論の上から、今のお答えだけでは、まだ不十分なようでありますので、先ほどの認証を与えることが何も特権でない。——特権か特権でないか、ということを、私は伺つておるのではないので、少くともこの法律では、そういう便宜を供与しよう、というのが目的なんですね。しかし憲法は、いかなる宗教団体にも特権を与えてはならないのだ、ということを、もう少しはつきりおつしやつていただきたい。この点、最後の点であります。

し御承知のように、民法三十三條並びに三十四條の規定から申しまして、法人格を附与するのは、一定の法律が必要だ、そうして三十四條ありますように、学術、宗教、技芸ですか、かかる向きの公益法人については主務官厅の許可がいる。そうして生じましたところの民法法人であるところの財团法人あるいは社団法人等におきまして、租税その他の関係は、その公益性に免じまして恩典を与えて いる。ところで、この宗教法人も民法三十四條の特別法として生れて来ているわけです。ここが民法にございます。従つて、かりに税法等の恩典を附与しない、こういう場合がありますならば、同じ公益法人である宗教法人が、他の公益法人との関係におきまして取扱いを別にされまして、いわゆる不平等になる、こういう反対の現象も見受けられるのであります。従つて、他の法令と同様な、その特殊性を生かした公益法人については、免税その他の恩典を与えても、これはいわゆる特權的な取扱いだ、こういうふうには法理上解すべきではない、こういうふうに考える次第であります。



特にこれは何べん議論しても結論に達しないかった問題、つまり議事の運営上に、どうしても必要なものは、宗教とは何ぞやとか、宗教団体とは何ぞやといふ問題が、必ずそこに出て来まして、いくら議論しても、議論が盡きないという事態が将来起りはせぬか。その他のことは、ここに大体必要事項を定めておるのですが、そこでこの場合私懸念をすることは、ある程度まで宗教団体の基準の最低線を明らかにしておくのでなければ、かえつて将来危険性を包蔵し、あるいはまた混乱を招来するのではないかという心配を持つておりますが、「その運営に関し必要な事項」ということは、そういう根本問題までも、一体必要があるならば考えてやる権能があるのかどうか。このことについて、事務当局によろしいですから、お答え願います。

○鶴森委員 その次には、多少憲法に触れた問題でありますから、文部大臣の御判定を伺いたいと思います。それは八十四條に関係したことであります。が、その五行目のところに「宗教の自由を妨げることがない」と特に留意しなければならない。」——これはある宗教団から希望も出ておつたことで申上げるまでもなく、憲法の第二十條に、宗教の自由ということがありますとともに、第十四條には、信條によつて差別されはならない、法のもとに平等たることが、やはり憲法の上で明記されております。ですから、信條の平等といふことが明記されておる以上、この「平等」という文字を入れた方が、ここではかえつていいのではないか。自由といふことの中に平等という意味が含まれているのだという解釈は、あまりに包括的であつて、つまり米国流の法律をつくるときの表白主義では、あまり適当しないように考えられる。そして私どもとして申しますのは、憲法の中に、宗教の自由といふことと、それから信條による差別がなない、平等だということはつきり出てゐる。しかるにもかかわらず、この宗教法人法が出来ます以前には、やはりこの平等な取扱いをされてなかつたといふ事実を、私どもは経験しているのであります。この際に、もし宗教の自由の下に、自由と平等を防ぐことがないといふふうにはつきりと書いた方が、その辺の過去においていろいろなことをしろくないことをしたということをお除くために、いいのではないかと

す大臣のお考を承りたいと思います。  
○天野国務大臣 御意見は、私も非常にごもつともだと思うのですが、ただ信教の自由といえば、それではあまり包括的だとおつしやいますけれども、私はやはりそこに平等という意味も含まれていると思うのです。信教の平等——というと、少し言葉としていかがでございましょうか。信教の自由平等というと、信教の自由は言葉としてよくわかりますが、信教の平等——それなら、もつと何か長い言葉にしませんと、言葉が熟して来ないよう思ひます。ですから、私はこの信教の自由というのにそれを含めたと解釈をしてここで了解していただければ、それでいいのじやないかというふうに思ひます。しかし、おつしやいますように、以前に非常にそういうことがあったからという御意見は、私も非常にごもつとも思ひますが、自分としては、これでそう了解願つていいのではないかと考えます。

に、取扱いの平等が十分含まれておるのだといふことはつきり記録に残ります。将来そういうふうになるならば、ぜひそのことはしていただきたいものだと思います。

最後に、一点だけ事務当局にお尋ねをいたします。七十七ページのところにあります附則の二十六項に関する問題であります。これもすでに事務当局の方には、希望等が参つてゐるのではなくらうかと思ひますが、その最後から二行目のところに「二ノ四」というのがあります。そこに「宗教法人が事務其ノ本来ノ用ニ供スル」とあるのを、「みずからまたはその所属の宗教法人が本来の用にもつばら供する」こということにしていただきたい、その次のページの第三行目も、同じく「宗教法人がみずからまたはその所属の宗教法人の本来の用にもつばら供する」こういうふうにしていたいだきたい、いう希望が相当強くあり、これがまた教法人があるようであります。これは申しあげるまでもなく、包括団体が一応財産を取得して、その大きな包括団体が所属の教会等に後に財産等を分与するということは、過去においてもあつた、将来もまた、その宗教を広めること、建前から、起り得ることであります。すがゆえに、これをそつとしまわずに、包括するもの、あるいはその所属の宗教法人の用に供するといふことならば、あえてこの條文を修正する必要を感じないのであります。この点に關しまして、取扱い上、これ

かどうかといふ取扱いについて、お答えを願います。

○**國政府委員** 御意見の教宗派教団、それに包括されるところの神社、寺院、教会との関係におきまして、この條文をどういうふうに読むかといふ御質問に対しましては、御疑惑の点は完全ございません。筆者委員のおつしやる通り、両者に適用になる。実際の場合におきましても、神社、寺院、教会に適用になるとともに、包括教団である教宗派教団が所有権を持つておる場合につきましても、同じようにもそれが宗教法人の用に供される限りにおいて適用されるというので、御疑問の点は全然ないかと、われくは考えております。

○**鈴森委員** 以上をもつて私の質問を終ります。

○**坂本(纂)委員** 私は八十一條と八十一条の「公共の福祉」という言葉について、はつきりしたいために、その説明として大臣にお伺いいたしたいのは、宗教法人法は、憲法上規定されてゐる信教の自由ということには全然触れず、信教の自由が外形的に現われた場合において、それをこの法律の対象にして、今までいろいろ信教の自由についての判断が、この法律によつてあるいは審議会たり、あるいは文部大臣なり、それから公共の福祉——この公共の福祉が信教の自由そのものに対する関係はしないかといふ懸念もまたつたのですが、私の考えるところでは、憲法上の信教の自由には全然触れず、その信教の自由が外形に現われた礼拝堂とか、財産の問題、あるいは臣とか教説師の行動の問題、そういう

う点に関するものである。結論を申しますと、信教の自由には全然触れず  
に、具体的現実についての問題であ  
る、こういうふうに了承していいかど  
うか、その点をひとつお伺いしたい。  
**○天野国務大臣** その通り私は考  
え、それを政教分離という言葉で言つ  
ておるわけです。

の八十一條と八十六條の公共の福祉は、信教の自由をたてにとつて外形に現われたものを、信教の自由だということやつてはいけない。いかなる宗教であつても、外形に現われた行為が、たとえ公の秩序に反するような行為があるならば、それをいけないといつて裁判所は解散を命令するとか、そういうことが八十六條の公共の福祉の解釈についてなされるのではない、か、そういうふうに考えるのですが、その点はいかがですか。

○天野國務大臣 その通りと考えま

○根本(泰)委員 そこで第一に質問はなりますのは、宗教行政の問題ですが、戦争前の宗教行政は、信教の自由と、今申します外形に現われた行為、この二つを行政の面に入れて行つて來たと思うのですが、現在の新憲法のもとにおいては、あくまでも国民の信教の自由というのは、これは至然別個でありますし、この宗教行政の及ぶ範囲は、その宗教を行なうにあたつて、外形に現わたるそのものに対する行政に限つてやるべきものであるか、その点をお伺いしたい。

法律で一番問題となりますのは、財産の免稅の問題であります。これは公體会においては、数千の宗教ができるところとあります。その宗教団体が、あるいは莫大なる財産、建物をもつておる。ある宗教はほとんど皆無のよくな財産しか持たない。それをそのまま現実に認めてやりますと、いわゆる財産によつて、信教の自由にハンディキャップがつくようになります。それで、そのままで、第三條第一号に本殿、拜殿、本堂、いろいろ書いてあります。それで、境内を離れてある教職舎、それから最後の方に「前條に規定する目的のために供される建物及び工作物、それから附属の建物、工作物も入るということになると、その教派によつては非常に莫大なものになり、それが免稅の対象になるわけであります。現在のこの状態において、この法律が通直いたしましたと、ただちに認証の問題が起きるのであります。現在のこの状態においてそれを認証されるつもりであるかどうか、その点を承つておきたい。  
○福原政府委員 境内地、境内建物の範囲につきましては、認証それ自体とは直接関係を持つております。従つて三條で境内地及び境内建物を、一應宗教上の角度から申しまして、かかる

土地、建物が本来宗教団体の用に供される場合には、歴史的、由緒的な観点、あるいは実際の宗教活動の必要性から、この範囲が境内地であり、また境内建物であろう、こういふうな角度の上に立つて、その後における財産処分であるとか、あるいは工事方法等につきまして、一応の限定をしている趣旨でございます。従つて、租税その他の関係におきましては、税務当局との判定がこれに加わるわけであります。従つて、現在租税の面における免稅等がござります場合、これは現実の問題として、やり直しをするということはないと心得ております。

○坂本(泰)委員 なお、大臣にもう一つお聞きしておきたいのは、先ほど森委員の聞かれました七十二條の二項の委員の点でございます。これを見ると、すると、「宗教家及び宗教に関し学識経験がある者」、こういうふうに書いてあるのですから、やはりこの委員会においては、宗教の自由の点まで考えてやるのではないかというおそれもある。もしそうでなくして、ことにこの外形に現われた、いわゆる宗教財産を主体としたところの宗教法人法でもあるならば、この宗教法人審議会の委員も、宗教家並びに宗教に関する学識経験者だけでは、私はこれは不十分ではないかと思う。やはりこの宗教財産と、いうのは、全国的に考えますと、莫大なものであると思いますから、具体的に外形に現われたものが宗教法人の目的であり、宗教法人の本質は宗教の自由でなくして、宗教の自由を発現するためと申しますか、実行するための其盤であるところの財産関係、それが主體である。また宗教の自由を実現する

ための、いわゆる僧侶とか、あるいは教師とかいうような人的の外形的の要素、こういうふうに考えますならば、この委員は、宗教のみに限つたのではなくて、財産の立場からも、その立場からも、必ずしも宗教法人の財産を保護するに汲々として、一般国家の立場からの財産の処置について譲り受けたのでないかといふ懸念もあるのであります。そこで、その点について御解説を承りたい。

かにについては、その方面の大家だけが集まりますと、やはりひいきの引倒しなつて、かえつて弊害を招くといふふうに申請がふえて来たというふうな関係もあると思います。公聴会の意見にもありましたように、宗教法人法ができるといううで、何千倍とうふうに申請がふえて来たといふのは、これは真に信教の自由に基く、国民のりつばな宗教を育てるという意図で、ではなくて、この法人法ができる、これによつて財産は保護される、免税の対象になる。それをやらんがためで、ここ一、二箇月のうちに、何千倍といふものがふえて来たというのは、やはり財産を目的としている。国民の信教のほんとうの自由を育てる基盤とするといふこの法の目的に反する現象が、今までにこの法の通過を目標として、客観的にこういうふうに現われて来ている。そういう点から考えると、財産的措置の問題については、やはり一般的のものも特に必要じやないかと私は思うのであります。その点も、学識経験というのを広い意味に解していただけば、異論はないと思います。この点については、この中に特に入れる必要もないですが、その広い意味とすることを公文書に残して、これはひとつぜひとも実行しなければならないと思うのであります。

○畠野委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

宗教法人法案を議題とし、午前に引続いて残余の質疑を許します。

○坂本(泰)委員 第一條と第六條の関係についてお伺いしたいのですが、第一條の「業務及び事業を運営することに資するため宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」——これによりますと、宗教団体に対して法律が財産上に関する業務及び事業を運営する、この二つに限られるかどうか、この点をお伺いしたい。

○篠原政府委員 ここで「法律上の能力」と申しますのは、端的に申しますれば、法人格を附与するというところにねらいがありまして、従つて「業務及び事業」というのは、その実体的内容を指称してここで掲げた次第でござります。この内容としますところは、もつばら世俗の面、いわゆる目に見える面の事業及び業務といったような点をとらえたいというのがこの法案の主要的目的でございますが、しかしながら御承知のように、宗教団体の事業、業務と申しますと、おのずから宗教団体の色彩を受ける。宗教活動あるいは宗教の行事等のために、かかる事業や業務が営まれる関係上、事業、業務がその色彩を受けるということは当然でございます。従つてここでは、端的に申しますれば、世俗の面における事業及び業務、こういったものを主眼点としておる次第でございます。

○坂本(泰)委員 そういたしますと、第一條の「業務及び事業を運営することに資するため宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」——これによりますと、宗教団体に対して法律が財産上に関する業務及び事業を運営する、この二つに限られるかどうか、この点をお伺いしたい。

○篠原政府委員 御承知のよう、宗教法人が民法三十四條に基きます特別法人としてできます関係上、宗教法人も一種の公益法人と考えられて来たのが、従来の関係でございます。従つて、ここで公益事業以外の事業と申しますのも、かかる公益法人として営むところの事業にふさわしい面といふことが、その本来の性質からかぶつておる次第でございます。従つて、當利を本位にねらいがござりますが、しかしながら、この内容としますところは、もつばら世俗の面、いわゆる目に見える面の事業及び業務といったような点をとらえたいというのがこの法案の主要的目的でございますが、しかしながら御承知のように、宗教団体の事業、業務と申しますと、おのずから宗教団体の色彩を受ける。宗教活動あるいは宗教の行事等のために、かかる事業や業務が営まれる関係上、事業、業務がその色彩を受けるということは当然でございます。従つてここでは、端的に申しますれば、世俗の面における事業及び業務、こういったものを主眼点としておる次第でございます。

○坂本(泰)委員 そういたしますと、第一條の「業務及び事業を運営することに資するため宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」——これによりますと、宗教団体に対して法律が財産上に関する業務及び事業を運営する、この二つに限られるかどうか、この点をお伺いしたい。

この「目的に反しない限り」というように、ここに制約があるのですが、この「目的に反しない限り」という制約であります。しかしその第二項に、「その目的に反しない限り」という制約であります。

○篠原政府委員 いわゆる収益を伴う事業にありますと、法人税法その他の税法の関係から、一般的の公益法人と同様に、そこから上りますところの収益にあります。しかして、この三〇%と心得ておりますが、これだけ控除した残りの額を、どういう程度に考えておるのか、その点の御見解を承りたいと思いま

設も考えられる。これはここでいうその目的のために供される建物、こういうことで、直接教育宣伝の用に供される限りにおきます施設として考慮される。そうしてここで「工作物」と申しますのは、たとえば生けがきとか、玉がきとか、へいたとか、あるいは石段だとか、そういうものを一応工作物として考えておる次第であります。

○坂本<sup>(纂)</sup>委員 第二條の規定はあとに関係しますが、第三條の関係の今のは第一項第四号ですが、神饌田、仏供田、これが儀式行事を行ふために用いられる土地として、その中に包含されておるようですが、この神饌田、仏供田の範囲が、やはりこれも儀式行事を行ふためにするといつて、何町歩もあるいは何十町歩も含まれないとも限らないのです。そうする場合において、第一は、免稅關係はこれの対象になるかどうか。第二は、現在行われておるところの供出關係はどうなるか、その点についての御見解を承つておきたいと思います。

○坂本(泰)委員 今の点は、大体それで了解いたしました。

次にお伺いしたいのは、罰則の点です。これは八十八條と八十九條と二箇條になつておりますが、いずれも一万円以下の過料になつておるわけです。この一万円以下の過料にするという根拠を、どこに求められたか。また一万円以下でよろしいかどうかといふ、その根拠を承りたい。

○篠原政府委員 この宗教法人も、一つの公益法人として存在しておるのでございまして、他の例によりまして、この金額を定めた次第でございます。なお過去の例を申し上げますならば、二百円以下と心得ておりますが、そういうのが過去の例でございます。それを五十倍にするというので、他の公益法人の例にならいまして、ここに一万円以下の過料、こういうふうにした次第でございます。

○坂本(泰)委員 二百円以下というのは、これは民法の法人の罰則だと思うのですが、これだけでは、私はこの立法の趣旨に対して少し足らないのじやないかと思う。というのは、学校教育法の罰則を見ますと、六箇月以下の禁錮になつておるわけであります。宗教法人も、やはり学校法人と同じ公法人ぢやないかと思うのです。そういう学

○ 稲原政府委員 ただいまの御質問は、ごもつともな御質問でございましたが、その点を伺いたい。  
どうか、その点を伺いたい。  
さて、われ／＼もその点十分考慮して定めた次第でございます。もと／＼宗教法人は、御承知のように、宗教団体から生れておる法人の関係で、しかも長年の経験、あるいは今までの法令の取扱い上、過料以上の罰金等につきましては、定めをなるべく避けて來たといふ長い伝統がござります。宗教団体に對し、過料程度でもつて適當ではないかということを考慮し、その觀点からここで一万円以下の過料ということだけに限定した次第でございます。

○ 坂本(義)委員 しかしこの法律の趣旨は、午前中も質問しましたように、信教の自由は別にして、外形上に現われた、ことに財産關係を基盤にしておる。ですから、これはもう少しつ込んで考えなければならぬと思う。といふのは、現在数千の宗教団体としての届出が出ておるという点から考えまして、また学校教育法の関係から考えまして、一方、学校教育法において六箇月以上の禁錮を認めながら、これまでの伝統があつたからというので、単に一万円以下の過料。これは刑罰じやないのです。

いうことがある。しかし公団なんかと落目的目的が主ですから、これは別といたしましても、学校教育法においてすでに六箇月以下の禁錮というのがあるし、また三千円以下の罰金というのがある。学校教育法には刑罰が規定されている。この宗教法人法では、単なる行政罰たる過失である。これは現在の法体系としていい悪いは、この次に伺いますが、この宗教法人法の罰則としては、現在の法体系から考えて、少しの根拠を誤っているんじゃないかと思う。その点については、どう考えるか。

○坂本(穂)委員 しかしその関係は、非常に私は足らないじやないかと思う。というのは、学校法人といふのは、これは教育とそれから教育のための財産の維持といふこの二つの面から構わつてゐる。しかしながら、宗教法人は、信教の自由といふのは全然別個にして、その信教の自由の基盤であるところの財産関係についてのことが主体になつておると思う。その基盤になつておるところの財産関係についての代表者その他、が単に法律に暗いからといってやるのは、これはちよつと社会的に反するのじやないか。ということは、むしろこの罰則が軽いから、この法律を濫用し悪用して、そうして、なに一万円の過料であるからどん／＼やれというふうにも考え方である。しかし、それは法律の、これは應報的であるか、あるいは教育刑的であるかという点で見解は違います。われわれとしても、刑罰は応報でなくして、これはやはり教育でなければならぬ、誤つたものでも、それを改めなければならぬという見解は、理論としては堅持しておるのでありますけれども、単に過料だけということになると、この法律の第二條、第三條を濫用しまして、脱税の対象にする、あるいは供出を免れる対象にするという関係が生じて來ると思うのであります。しかも、学校教育法において刑罰をもつて臨んでおるのにこの宗教法人法において、單なる行政罰をもつて臨むというのは、文部大臣は今帰られましたが、文部当局において、この法律を制定され場合にあつてはたして一貫した

思想があるかどうか、その点を疑うの  
であります。ですから、学校教育法の  
罰則が、これはいけないといふので、  
これを過料に改めるつもりでこの法律  
を制定されたのか、あるいはもしもそ  
れがわからなくて、ここで気づいたな  
らば、この過料のみではいけないか  
と、この罰則をさらに強化して変更す  
る意思があるかどうか、それともこれ  
はそのままにして、文部当局がことに  
この強化についての学校教育につい  
て、こういう罰則を将来なくする努力  
をする、こういう前提のもとに、この  
本條の罰則を過料をもつて満足するか  
どうか、その点についてのはつきりし  
た御見解を承りたいと思います。

○榎原政府委員 この過料につきまし  
ては、先ほど申し上げましたように、

本省といたしましても、十分審議をし  
たところでございます。なおこれ以上の

額、あるいは刑法上の罰則、こういう  
こともわれ／＼は研究いたしました。

しかしながら、宗教団体というものが  
法人になるという実体的な関係から考  
えますことと、それとともにその特殊

性ということ、かつまたこの法律自  
体につきましては、宗教団体の要望に  
沿うよう、十分熟議、協議して定めた  
わけでございます。そうして過去にお

ける例をも研究いたしまして、その罰  
則適用の適用があつたことはないので  
ござります。従つてこれは、宗教団体  
がおのずから精神団体であるという点  
も、その実例が示しておるのであります。  
單にここではこの程度の、よくよ

くの場合を考慮して規定したというの  
でありますので、どちらを高下にすると  
で十分であろうということで定めた次  
第でござります。

○坂本(泰)委員 その点はどうもはつ  
きりしないのですが、しかしこの八十  
八條第九号による「第七十九條第一  
項の規定による事業の停止の命令に違  
反して事業を行つたとき」とあるが、  
私が問題にしました営利事業、収益事  
業について、命令で停止をやつた場合  
もあると思うのです。そういうような  
場合において、単なる今までの精神的  
な宗教団体という名のもとにおいて、  
単なる過料にするということは、これ  
はあると思うのです。そうしてこの  
教育問題について、学校教育法のこと  
なんかも参考にしたかどうか、その点  
をまずお伺いしたい。

○榎原政府委員 先ほど申しますよう  
に、われ／＼は私立学校法関係の罰則

の関係を十分考慮して、その上でこう  
いふように定めた次第であります。

○坂本(泰)委員 そうしますと、私立

学校法、ことに学校教育法は、宗教以  
上の精神的のものであり、国民の教化

のものであるということに本員は考え  
ますのでありますが、文部省としては、こ  
れまで過料といふふうに承知していいかど  
うか。

○榎原政府委員 われ／＼は教育の面  
の関係も、非常に重要でございます

くの場合を考慮して規定したというの  
でありますので、どちらを高下にすると  
で十分であろうということで定めた次  
第でござります。

○坂本(泰)委員 その趣旨はわかりま  
すが、しかしこの法律は、信教の自由

は全然例外に置いて、その基盤である

し、また宗教の面についても同様でござ  
いますので、どちらを高下にすると  
いう趣旨から、この罰則が考えられた  
のではないでございます。御承知の  
通り宗教団体の役員たるものは、ここ  
で掲げますような種類のものは、社会  
奉仕を中心としております。従つて、宗  
教団体の実情を見ます場合におきま  
で、かかる代表役員あるいは代務者に  
就任するもの、そういうものに予想  
されるものは、財産的には――法  
人としては特定の境内地、境内建物等  
を所有し、法人としての財産はあるか  
もしませんが、もと／＼それに任命  
されるものは、ほとんど法的な役割  
をもつて存在しているのであつて、俸  
給等もほとんどないような実情でござ  
います。かたゞ一般の宗教界の実情  
から考えます場合におきましては、こ  
こで一万円以下の過料といふことだけ  
でも、その与える印象は非常に強いの  
になりますと、一部のものにつきまし  
ては、先生のおつやるようなおそれ  
もなきにしもあらずでござりますが、  
一般的にかかる過料を持つという規定  
それ自身でも、宗教団体ではさびしい  
教育との関係におきまして、それより  
思ひをしていくらいであります。  
これらも承服できるけれども、今まで  
のところでは、宗教団体の過料といふ  
のでは足らないし、浅薄じやないかと思  
うのであります。もちろんその基本の方  
針が、刑罰を教育的に考えてやるとい  
うのは、これはまだ文部省の研究  
教育法の刑罰をそのままいいと考  
えて、単に宗教法人について過料にする  
あるかもわからない。だからこの学校  
教育法に対するところの罰則を過料に改  
めの熱意を持つておられるかどうか、  
他の教化団体に対する、ことに学校教  
育法に対するところの罰則を過料に改  
めの熱意を持つておられるかどうか、  
その点を最後にお聞きしたい。

○榎原政府委員 先ほど來御質問であ  
りますが、われ／＼といったしまして、  
学校法の学校法人といたしまして、  
は、最近に出ました私立学校法などを

標準にしておるわけであります。私立

学校法の学校法人といたしまして、  
その罰則の規定につきましては、一万

円以下の過料とし、いわゆる刑法的な  
罰則の規定はございません。教育の面

につきまして、私立学校法による学  
校法人につきましては、宗教法人の過

料の程度と同じような程度において規  
定しておる次第でござります。従つ

て、他の法令につきまして参照いたし

ました私立学校法の学校法人につきま  
してと同様な取扱いで、むしろ宗教法

人としては他の法令並に扱うこと公  
平とするという関係から、同じような

規定で定めた次第でござります。

○坂本(泰)委員 私立学校法は、一万

円以下の過料といふのは、私初めて知  
つたのですが、そうすると、この学校

民法の制定当时二百円であつたから、  
これがやつたのではないかということを考  
え

ところの財産関係が基礎になつてゐる  
わけであります。しかも現在の宗教界  
はこれを濫用して、この九項目ある  
人はこれを濫用して、逆に宗教法  
は八十九條の濫用に陥るおそれが、  
いは八十九條の濫用でございます。御承知の  
わけではないでございます。御承知の  
通り宗教団体の役員たるものは、ここ  
で掲げますような種類のものは、社会  
奉仕を中心としております。従つて、宗  
教団体の実情を見ます場合におきま  
で、かかる代表役員あるいは代務者に  
就任するもの、そういうものに予想  
されるものは、財産的には――法  
人としては特定の境内地、境内建物等  
を所有し、法人としての財産はあるか  
もしませんが、もと／＼それに任命  
されるものは、ほとんど法的な役割  
をもつて存在しているのであつて、俸  
給等もほとんどないような実情でござ  
います。かたゞ一般の宗教界の実情  
から考えます場合におきましては、こ  
こで一万円以下の過料といふことだけ  
でも、その与える印象は非常に強いの  
になりますと、一部のものにつきまし  
ては、先生のおつやるようなおそれ  
もなきにしもあらずでござりますが、  
一般的にかかる過料を持つといふ規定  
それ自身でも、宗教団体ではさびしい  
教育との関係におきまして、それより  
思ひをしていくらいであります。  
これらも承服できるけれども、今まで  
のところでは、宗教団体の過料といふ  
のでは足らないし、浅薄じやないかと思  
うのであります。もちろんその基本の方  
針が、刑罰を教育的に考えてやるとい  
うのは、これはまだ文部省の研究  
教育法の刑罰をそのままいいと考  
えて、単に宗教法人について過料にする  
あるかもわからない。だからこの学校  
教育法に対するところの罰則を過料に改  
めの熱意を持つておられるかどうか、  
他の教化団体に対する、ことに学校教  
育法に対するところの罰則を過料に改  
めの熱意を持つておられるかどうか、  
その点を最後にお聞きしたい。

○榎原政府委員 先ほど來御質問であ  
りますが、われ／＼といったしまして、  
学校法の学校法人といたしまして、  
は、最近に出ました私立学校法などを

標準にしておるわけであります。私立

学校法の学校法人といたしまして、  
その罰則の規定につきましては、一万

円以下の過料とし、いわゆる刑法的な  
罰則の規定はございません。教育の面

につきまして、私立学校法による学  
校法人につきましては、宗教法人の過

料の程度と同じような程度において規  
定しておる次第でござります。従つ

て、他の法令につきまして参照いたし

ました私立学校法の学校法人につきま  
してと同様な取扱いで、むしろ宗教法

人としては他の法令並に扱うこと公  
平とするという関係から、同じような

規定で定めた次第でござります。

○坂本(泰)委員 私立学校法は、一万

円以下の過料といふのは、私初めて知  
つたのですが、そうすると、この学校

民法の制定当时二百円であつたから、  
これがやつたのではないかということを考  
え

ておられるか、その点を最後にお聞きしたい。

○鰐原政府委員 学校教育法との関係

につきまして、ことに学校法人をつく場合におきましては、御承知のように私立学校法が基礎になるわけでござります。多くの学校法人と申しますのは、この規定において設立認可を受けられるわけだうと思います。従つてわれわれといたしましては、この一般の公益法人であるところの私立学校法に基づく学校法人と同一な歩調をとることがふさわしいのではないか、こういう趣旨で規定した次第でございます。

○坂本(泰)委員 学校法人法は、その届出とか何とかの規定であつて、学校

教育法の罰則の八十九條といふのは、十三條によつて閉鎖を命ぜられた場合に、それに従わなかつたよな場合で

すから、私立学校法ができるても、学校

教育法の適用はあるわけです。ですか

ら、この宗教法人法の罰則の第九号の

事業の停止の命令に違反しなんといふのは、閉鎖に違反したのと同じことになります。そういうことを考へると、

今あなたの答弁の、私立学校法におい

ての届出その他の違反についての一万多円以下の過料と、この宗教法人法の一

万円以下の過料と、同視するわけには行かないと思う。それは言ひのがれ

じやないですか。八十八條といふのは、

事業の停止を命令して、それに違反し

た場合には一万円以下の過料だ。私立

学校法の方は、届出なんかの点につい

ては過料だけれども、閉鎖を命じた場

合に、それに違反したときは、やはり十三條違反で六箇月以下の禁錮にな

る。ですから、今のあなたの答弁は当

らないと思う。だから、学校教育法に

挿入した次第でございます。

規定してあるような内容が、この宗教法人法の罰則にあるのですか。同じよ

うな内容であつて一万円以下の過料に

するといふのがいかぬじやないかといふ

とを、私は聞いておるので

るわけだうと思います。従つてわれわれといたしましては、この一般の公

益法人であるところの私立学校法に基

づく学校法人と同一な歩調をとることが

ふさわしいのではないか、こういう趣

旨で規定した次第でございます。

○坂本(泰)委員 学校法人法は、その

届出とか何とかの規定であつて、学校

教育法の罰則の八十九條といふのは、十三條によつて閉鎖を命ぜられた場合に、それに従わなかつたよな場合で

すから、私立学校法ができるても、学校

教育法の適用はあるわけです。ですか

ら、この宗教法人法の罰則の第九号の

事業の停止の命令に違反しなんとい

ふのは、閉鎖に違反したのと同じこと

になります。そういうことを考へると、

今あなたの答弁の、私立学校法におい

ての届出その他の違反についての一万多

円以下の過料と、この宗教法人法の一

万円以下の過料と、同視するわけには

行かないと思う。それは言ひのがれ

じやないですか。八十八條といふのは、

事業の停止を命令して、それに違反し

た場合には一万円以下の過料だ。私立

学校法の方は、届出なんかの点につい

ては過料だけれども、閉鎖を命じた場

合に、それに違反したときは、やはり十三條違反で六箇月以下の禁錮にな

る。ですから、今のあなたの答弁は当

らないと思う。だから、学校教育法に

挿入した次第でございます。

ところをわれ／＼の方も参考して規定した次第でございます。

○坂本(泰)委員 その点は、どうも少

くで食堂を經營するくらいのもの

で、ほとんど営利事業を經營していな

い。ところがこの宗教法人といふもの

は、この宗教法人法が通過しますと、

これによつて何でもできるといふので

あります。それをおそれるわけで

あります。その見地に立つたならば、この学

校教育法の刑罰の規定と、この宗教法

の八十八番中、事業の停止命令に違反

するといふことがいかぬじやないかといふ

とを、私は聞いておるので

るわけだうと思います。従つてわれわれといたしましては、この一般の公

益法人であるところの私立学校法に基

づく学校法人と同一な歩調をとることが

ふさわしいのではないか、こういう趣

旨で規定した次第でございます。

○坂本(泰)委員 私はただいまの罰則

の八十八番中、事業の停止命令に違反

するといふことだけに限定しての御質

問だと了解しなかつたものですから、

失礼申し上げましたが、それ以外の記

載、登記その他届出、公告等の手続上

の問題は、大体におきまして私立学校

法人と同様な取扱いをしてお

るわけあります。そらしてこの事業

の停止命令の違反に関する規定でござ

いますが、これは御承知のように、本

來宗教法人は公益法人であり、かつま

るに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定に故意に違反したとき」

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

それで、その上に学校教育法といふも

のがあつて、その十三條においては、

「法令の規定により、監督官のなした

命令に違反したとき」 「六箇月以上授

業を行わなかつたとき」 こういうよう

な場合は、六箇月以下の禁錮になるわ

けであります。ですから、私立学校法におい

ては一万多円以下の過料であります。

それで通するならば、学校教育法につ

いては罰則なんかをやはりなくするよ

うに、これは文部大臣として努力しな

くべきである規定がある。その点を認め

たとすれば、それだけにあります。

○鰐原政府委員 大体われ／＼の予想としておりましても、地方の総務部内に、あるいは庶務課か地方課等に

これが実施になります場合においては、本年度は御承知のようにその認証申請の数は割合少いのではないか。も

づれば来年再来年にますと、その点で

それが激増するだろうという予想のもと

に、われ／＼いたしましてはこの点

規定してあるよう内容が、この宗教法人法の罰則にあるのですか。同じよう内容であつて一万円以下の過料にするといふのがいかぬじやないかといふ

とを、私は聞いておるので

○鰐原政府委員 私はただいまの罰則

の八十八番中、事業の停止命令に違反

するといふことがいかぬじやないかといふ

とを、私は聞いておるので

○鰐原政府委員 御意見のところは、十分考慮しておりますが、私は御承知の通りに

その事実がござります場合におきまして、その事実と法規との関係につきまし

て、一般的法体係をくずすようなこと

のないよう、われ／＼も努めます

し、今後ともかかる法の立法に際して、十分考慮して行きたいと思いま

す。かつまたこの法案につきまして、その点については考えていたといふことを、御了承願いたいと存じます。

○坂本(泰)委員 終りました。

○小林(信)委員 私は地方の問題です

が、認証権が知事に与えられておる点

からいたしまして、今後この所轄庁と

称するものは、どういう形で設置され

て行くか、お伺いしたいと思います。

○鰐原政府委員 大体われ／＼の予想

としておりましても、地方の総務部内に、あるいは庶務課か地方課等に

これが実施になります場合においては、本年度は御承知のようにその認証

申請の数は割合少いのではないか。も

づれば来年再来年にますと、その点で

それが激増するだろうという予想のもと

に、われ／＼いたしましてはこの点

規定してあるよう内容が、この宗教

法人法の罰則にあるのですか。同じよう

内容であつて一万円以下の過料にするといふのがいかぬじやないかといふ

とを、私は

の十分な連絡を、中央におきましては、地方財政委員会等とも話合いいたしましたし、大蔵省とも話合いをいたしまして、十分な人的配置を、これにふさわしいだけのものを持つて行きました。こう思つております。御承知のように、教宗派教団に所属するところの神社、寺院、教会の数が、ほとんど九割に相当しております。しかもその事務の内容である規則それ 자체は、宗派の方の指導よろしきを得ますときにおいては、ほとんどひな型的な準則的なものを全社寺に配付いたしまして、そしてその特質的な事項についてそれに記入する、こういつた方法が講ぜられるように、だんくの連絡をしております。従つて数におきましては、宗教法人といたしまして現在十八万何がしの数がございますが、実質におきましては、その教宗派教団に所属する関係上、ほとんど定型的、類型的な規則が多くの出るのじやないかというので、実務として激増するという面については、性質から申しまして、割合に困難なもののは少いのではないか、そういう見通しのもとに、地方の関係につきましても、これに善処するように、われわれも計画しておる次第でございます。

○小林(信)委員 私はこの対象になるものの性格といふものと、もう一つは

量的な面からいたしまして、相当この所轄の構成といふものは、慎重を期さなければならない。何か從来あるものにこれを当てはめて行くことで、はたしていかどうかといふことを、非常に心配するのであります。審議会といふうなものがない以上は、

その構成する人だとか、あるいはそ

の人の質の問題といふうなことを、

相当考慮して行かなければ、これが単に物的な、ものの裏づけであつて、本物的なものに触れない、干涉すべきではないという建前をとつておればおるだけに、一つの認証権といふふうなもの、あるいはその認証権を与えて、このいろくの條章にありますように、たとえば一箇年の間にどういうことがなされたとか、いろくのことがありましたけれども、一箇年の間に、その認証に該当する事項に欠けておつたところがあつたとか、いろくのことがありました。事務的に考へても、非常にむずかしい問題があるわけであります。が、そういうふうなものを取扱うものとしまして、相当の質の問題、あるいは、だんくの連絡をしております。従つて数におきましては、宗教法人といたしまして現在十八万何がしの数がございますが、実質におきましては、その教宗派教団に所属する関係上、ほとんど定型的、類型的な規則が多く出るのじやないかというので、実務として激増するという面について

は、性質から申しまして、割合に困難

なもののは少いのではないか、そういう見通しのもとに、地方の関係につきましても、これに善処するように、われわれも計画しておる次第でございます。

○小林(信)委員 私はこの対象になる

ものの性格といふものと、もう一つは

量的な面からいたしまして、相当この

所轄の構成といふものは、慎重を期

さなければならない。何か從来あるも

のにこれを当てはめて行くことで、はたしていかどうかといふことを、非常に心配するのであります。審議会といふうなものがない以上は、

その構成する人だとか、あるいはそ

の人の質の問題といふうなことを、

の事務的折衝をしておる次第でござい

ます。

○篠原政府委員 先ほども申し上げま

したような次第で、定員等につきまし

ては、本年度はほとんど数の上において

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 そうすると、今年は

そうでもないけれども、来年度あたり

は、相當にこれはいろくな面で拡充

しなければならぬ。そうすると、何か

独立した課とか、あるいは局とかいう

ものを置く予定があるかどうか。また

その中の陣容等においても、どの程度

むずかしいと思うのです。これに対し

て定員等も、予算の上ですでに用意さ

れておられるかどうか、こういう点も

お伺いしたいと思います。

○篠原政府委員 先ほども申し上げま

したような次第で、定員等につきまし

ては、本年度はほとんど数の上において

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 われわれの方では、

一応計画としては頭の中で考へ、な

おかつ事務的にわれくの課におい

てその点考へておりますが、その資格

につきましても、宗教団体の神仏基、

その他宗教の非常に多く異なつておる

点を考えまして、少くともそういう大

別に考えられたその方面的理解ある

人を、その数において適當と思われる

申請がなければ、その下部の認証申

請といふものは事実上出来ないとい

うのが実情でございます。その意味か

ら、来年度につきましては、大いにわ

れわれの方、中央におきまして、地

方の財政の面において支障のないよう

に努力して行く。これにつきまして

は、大蔵省との話合い等も、だんく

に思つておる次第であります。

○小林(信)委員 その点はわかりまし

たが、さらに私はそれに関連してお伺

ります。そうして、その任に當る者につ

きましては、われくといたしまして、特に

地方府と連絡いたしまして、特に

その経験とかいうものを十分に考慮い

たしまして、御相談すべくの上でその職

に當る人の選任をしていただきたい、

質的なものに触れない、干涉すべきで

ないという建前をとつておればおるだ

けに、一つの認証権といふふうなも

の、あるいはその認証権を与えて、こ

のいろいろの條章にありますように、

たとえば一箇年の間にどういうことが

なされたかたとか、あるいは認証し

たけれども、一箇年の間に、その認証

に該当する事項に欠けておつたところ

があつたとか、いろくのことがありま

す。事務的に考へても、非常に

むずかしい問題があるわけであります

が、そういうふうなものを取扱うもの

としまして、相当の質の問題、あるい

は、だんくの連絡をしておりま

す。

○小林(信)委員 八十四條に、そ

う事務に携わる者に対する、特に留

意しなければならないといふうなこ

とがあるのですが、おそらくこの法が

生きるか生きないかは、ここにあると

思ひます。この点を考えましたと

きに、簡単に地方団体の県庁のある部

課等に事務を担当させて、はたしてこ

の目的が達成得られるやいなやとい

う問題を、当局としてはどういうよう

な点からして、すでにそういうものに

該当しておるというふうに認証され

たるものも、あらためてそういう事務

的面でいろくと所轄厅に折衝して

来るようなことが多いのではないかと

思ひますが、そういう点は、さあた

つではないですか。

○小林(信)委員 現在さしあたつては

そうでもないけれども、来年度あたり

は、相當にこれはいろくな面で拡充

しなければならぬ。そうすると、何か

独立した課とか、あるいは局とかいう

ものを置く予定があるかどうか。また

その中の陣容等においても、どの程度

むずかしいと思うのです。これに対し

て定員等も、予算の上ですでに用意さ

れておられるかどうか、こういう点も

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 先ほども申し上げま

したような次第で、定員等につきまし

ては、本年度はほとんど数の上において

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 われわれの方では、

一応計画としては頭の中で考へ、な

おかつ事務的にわれくの課におい

てその点考へておりますが、その資格

につきましても、宗教団体の神仏基、

その他の宗教の非常に多く異なつておる

点を考えまして、少くともそういう大

別に考えられたその方面的理解ある

人を、その数において適當と思われる

申請がなければ、その下部の認証申

請といふものは事実上出来ないとい

うのが実情でございます。その意味か

ら、来年度につきましては、大いにわ

れわれの方、中央におきまして、地

方の財政の面において支障のないよう

に努力して行く。これにつきまして

は、大蔵省との話合い等も、だんく

に思つておる次第であります。

○小林(信)委員 その点はわかりまし

たが、さらに私はそれに関連してお伺

ります。

○小林(信)委員 先ほども申し上げま

したような次第で、定員等につきまし

ては、本年度はほとんど数の上において

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 われわれの方では、

一応計画としては頭の中で考へ、な

おかつ事務的にわれくの課におい

てその点考へておりますが、その資格

につきましても、宗教団体の神仏基、

その他の宗教の非常に多く異なつておる

点を考えまして、少くともそういう大

別に考えられたその方面的理解ある

人を、その数において適當と思われる

申請がなければ、その下部の認証申

請といふものは事実上出来ないとい

うのが実情でございます。その意味か

ら、来年度につきましては、大いにわ

れわれの方、中央におきまして、地

方の財政の面において支障のないよう

に努力して行く。これにつきまして

は、大蔵省との話合い等も、だんく

に思つておる次第であります。

○小林(信)委員 その点はわかりまし

たが、さらに私はそれに関連してお伺

ります。

○小林(信)委員 先ほども申し上げま

したような次第で、定員等につきまし

ては、本年度はほとんど数の上において

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 われわれの方では、

一応計画としては頭の中で考へ、な

おかつ事務的にわれくの課におい

てその点考へておりますが、その資格

につきましても、宗教団体の神仏基、

その他の宗教の非常に多く異なつておる

点を考えまして、少くともそういう大

別に考えられたその方面的理解ある

人を、その数において適當と思われる

申請がなければ、その下部の認証申

請といふものは事実上出来ないとい

うのが実情でございます。その意味か

ら、来年度につきましては、大いにわ

れわれの方、中央におきまして、地

方の財政の面において支障のないよう

に努力して行く。これにつきまして

は、大蔵省との話合い等も、だんく

に思つておる次第であります。

○小林(信)委員 その点はわかりまし

たが、さらに私はそれに関連してお伺

ります。

○小林(信)委員 先ほども申し上げま

したような次第で、定員等につきまし

ては、本年度はほとんど数の上において

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 われわれの方では、

一応計画としては頭の中で考へ、な

おかつ事務的にわれくの課におい

てその点考へておりますが、その資格

につきましても、宗教団体の神仏基、

その他の宗教の非常に多く異なつておる

点を考えまして、少くともそういう大

別に考えられたその方面的理解ある

人を、その数において適當と思われる

申請がなければ、その下部の認証申

請といふものは事実上出来ないとい

うのが実情でございます。その意味か

ら、来年度につきましては、大いにわ

れわれの方、中央におきまして、地

方の財政の面において支障のないよう

に努力して行く。これにつきまして

は、大蔵省との話合い等も、だんく

に思つておる次第であります。

○小林(信)委員 その点はわかりまし

たが、さらに私はそれに関連してお伺

ります。

○小林(信)委員 先ほども申し上げま

したような次第で、定員等につきまし

ては、本年度はほとんど数の上において

お伺いしたいと思います。

○小林(信)委員 われわれの方では、

一応計画としては頭の中で考へ、な

おかつ事務的にわれくの課におい

てその点考へておりますが、その資格

につきましても、宗教団体の神仏基、

その他の宗教の非常に多く異なつておる

点を考えまして、少くともそういう大

別に考えられたその方面的理解ある

人を、その数において適當と思われる

申請がなければ、その下部の認証申

請といふものは事実上出来ないとい

うのが実情でございます。その意味か

ら、来年度につきましては、大いにわ

れわれの方、中央におきまして、地

方の財政の面において支障のないよう

に努力して行く。これにつきまして

は、大蔵省との話合い等も、だんく

に思つておる次第であります。

○小林(信)委員 その点はわかりまし

</

か知事に關係さす。そうして宗教団体の活動といふうなことは、教義の拡張ということではなくて、いわゆる宗教団体の社会的な活動といふうな面においては、教育委員会の社会教育の面で——それは必ずしも結びつきがあるといふわけではないかもしれませんけれども、社会教育という面では相当これはいろいろな折衝があると思う。これは必ずしも結びつきがあるといふわけではないかもしれませんけれども、社会教育という面では相当これが教育が考えて行ななければ、社会教育の意味がないと思うのです。そうすると二面のものを一つのところで取扱うことになるのか。いわゆる文部省の管下にそういう二つの方向が出ておるわけであります。この点について、御当局としては今後矛盾がないものと、こういうふうに考えて、この認証権というものを知事に与えたのかどうか。

○篠原政府委員 この点でございますが、仰せの通り非常にむずかしい問題で、もつばら教育の面、あるいは社会

教育の面につきますところの宗教の取上げ方と、この宗教法人法の認証事務、こういう面の連関性といふもの

思いますが、お互いに協力し合いたい。これはあたかも、私立学校と公立学校との面における、その連携の仕方も考

慮いたしましようし、また事柄が、宗教という面は、これは特殊な存在であ

ります。それに対しても政府はどうかとある場合においてはよろしいが、ある場合においては行き過ぎの場合がある。こういう面もありますので、かた

がた宗教法人の性格といふものが、一種の公益法人、あるいは公益を目的と

する広い面があるわけでございます。

これを具体的に申しますならば、社会事業その他の事業を宗教団体が非常に多く取扱つておる、その実務関係は、多くは都道府県の方でやつておられることは、都道府県知事の方方が、その実務関係からいつて、ふさわしということに

關係からいつて、ふさわしということになります。もちろん社

会教育の面との連関は、それは提携して行くことは当然であろうと存じます

が、そういうつもりで規定いたしましたわ

けであります。

○小林(信)委員 私はその性格あるいは使命といふうな点からいたしまして、何も知事の方に認証権を与える必要はないのであつて、教育委員会に与えられるべきではないか、そうする

ことの方が最も妥当だといふうに考

えておるわけでありますから、どういふうに承つても納得しないのであります

が、去年の教育委員の選挙あの前

に私たちちはいろいろ御意見を承つたのであります。そのとき、こ

ういうような時期にこういふうな考

えで教育委員の選挙をやつたならば、おそらく選挙に対する一般の関心は少

いだろう。ということは、結局教育委員会の仕事といふものが全般に関心を

持たれないがら、日本の教育といふものが、そのため支障を受けるといふ

ことを、私はつきり申し上げたのであります。それに對して政府はどうかと

おもて、教育に結びつけることが、ある場合においてはよろしいが、ある

場合においては行き過ぎの場合がある。こうはつきり言つたのであります。

ところが事実は、東京の実情等かよく示しておる通りです。これはいろ

いろな問題から私は言つたのですが、またこういうふうに宗教の問題について教育委員会が無視されて、そうして

知事の方に権限が移つた。これは非常

に一部の面から、私の感じただけのことをする申のですが、一般の情勢からい

れば知事がいろいろな権限を剥奪され

て、知事としての存在価値がなくなつて来る。警察権も奪われ、教育権も奪

われる。従つて、教育委員会の権限をで

きるだけこちらに剥奪しなければならない。社会教育といふようなものもと

つて來て、なるべくならば地方自治の面において、もつと権限の強化の要があ

ります。従つて、教育委員会の協力を求めるというようなことをするか

どうか、こういう点もお伺いいたします。

○篠原政府委員 もちろん十分な提携をしつつ事柄を進められることを、われわれは考えております。なおかつ、

宗教団体におきましても、宗教家等に

つきましては、教育委員会の理解者も相当おりますし、またその方面に、何

と申しますか、能力ある人は理解を持

つてゐる面が多いのでござりますか

○甲木委員 そうです。

○篠原政府委員 その場合につきまし

て、いわゆる宗教団体でないものにつ

いて、宗教法人にした場合におきまし

ては、何人といえども、これが詐欺を

添えて、その取消し方の申請をなすこ

とに権能をここに規定しております。

従つて認証取消しといった発動が根拠

づけられておりますので、これにつき

ましては、何人といえどもなし得るの

おきましては、おのづ個人の行き方

に非常に力点がござります。従つて、

会教育の面に関するものとの関係に

つてこれは宗教法人としての法人事務

に関連する面と、社会事業あるいは社

員会の仕事といふものが全般に関心を

持たれないがら、日本の教育といふものが、そのため支障を受けるといふ

ことを、私はつきり申し上げたのであります。

それに対しても政府はどうかと

おもて、日本教育といふものが、そのために支障を受けるといふ

ことを、私はつきり申し上げたのであります。

それで、それに対しても政府はどうかと

おもて、日本教育といふものが、そのために支障を受けるといふ

○櫻原政府委員 この宗教団体でな  
るを取り消すことができる」という條項  
があるので、この「一年以内」と  
いうのは、一年も放置されておれば、  
相当実績が認められることになるし、  
そういう点からすれば、取消することは  
無意味である、あるいは時効といいま  
すか、そういうふうなことだらうと思  
うのですが、これはどういう意味で一  
年以内と限つたのか。そうしてもう一  
つは、この欠いておつた場合でも、一  
年を出れば、その認証というものは確  
実になつて、それをどうすることもで  
きないのか、そういう点を伺いたいと  
思ひます。

い、いわゆる宗教団体の実質を持たないものが、かりに誤つて宗教法人になつた場合の関係を考えてみますと、宗教法人として存続させる理由を失うわけでございますので、これにつきまして、その措置方についてどういうふうな方法を講じようかと検討いたしましたところ、まず認証したという限りにおきます認証の取消しということが、一応前提に考えられる。しかしてそれがなおいつまでも続くというような実情がございました場合においては、これについて裁判所の発動を求めたらどうか、こういふ二つの観点からここでは認証取消しは一応一年といたしまして、その実質が宗教団体でないものが宗教法人になつた場合について、一年を経過した場合においては、裁判所の方にこれを持つて行こう。要するにその実体を法人格をなくなさしめるということの配分のしかたにつきまして、研究した次第でございます。一年を限つては所轄庁、それ以上にわたつては裁判所、こういう配分をした次第でござ

うことでございますが、所轄庁は行政  
局の関係で、二年、三年とわたります  
と、そこには認証という関係から、先  
ほどもお薬葉にありましたような現実  
の持続的関係から、行政局の取消権と  
しては行き過ぎになるのではないだろ  
うか。従つて一応一年を限つて取消権  
を留保し、それ以上にわたる場合に  
は、いわゆる第三者の利益保護とい  
う角度から、裁判所の方に持つて行つた  
方が適當だらうというので、その配分  
を両者に求めたのであります。

○水谷政府委員 小林委員から、たび  
たび認証権を知事に与えたことについて  
御疑義があつたようであります。た  
だいまおつしやつたことであります  
が、文部省といたしましては、教育委  
員会に持つて行かないで、知事の方へ  
持つて行つたのは、何か意図があつて  
やつたような御疑義があつたようであ  
りますが、それはまったくないのであ  
ります。従つて小林委員のお説のよう  
にすることも一つの問題であろうと思  
いますが、今日の日本の段階におきま  
しては、原案の通りで行つた方が適當  
だと考えておりますから、この点をひ  
とつ御了承願いたいと思います。

○小林(信)委員 次官がそら言われれ  
ば、なおさら私は聞きたいのです。現  
段階というならば、将来はどうするつ  
もりであろうかというふうなことなど  
をお伺いしたいのですが、相当この問  
題は、その内容を整備する、ほんとう  
は今までいろいろお話を承つておるの  
ですが、単に物面だけのものだ、こ

ものを規定すべきものでないといふ原  
則を、すでにお持ちになつておられ  
て、この法律をつくつておられるわけ  
です。私はやはりこの法律には大きな  
使命があると思うのです。といって、  
決してこれが本質的なものをどうこうさ  
るというのではない。だが、健全な  
宗教を育成するといふ、これが一つ持  
つておる使命なんです。日本の将来の  
宗教面における発展といふのは、こ  
れによつて左右されるわけです。そうち  
いう点から考へると、やはり私は大き  
な教育行政の面として、文部省に直結  
するところの教育委員会に結びつけて  
なぜいけないか、私はこう考へるので  
す。従つて文部大臣に、教育行政の今  
の機構といふものに対し、どういう  
考え方を持つておるかという点まで実は  
お伺いしたいのですが、まあ情勢のた  
めならばこれはやむを得ないのです  
が、そこで今後教育委員会をどういう  
ふうに考へて行かれるかということ  
も、またあらためてお聞きしたいこと  
にもなるわけです。ただいまの八十條  
の問題は、二つの面を持つておつたわ  
けなんです。というのは、一年以内と  
いう期限をつけないと、今の知事にこ  
ういう認証権を与える点からすれば、  
自分の任期四年間といふものは、一般  
の県民等に言わせれば、やつは四年間  
選舉運動をやつておるのだといふよう  
な風評さえあるような、今の民選知事  
のあり方なんです。そういう点からす  
れば、いろいろな工作をすることを私  
は事実見ておるのです。従つて認証し  
てやつた、しかしお前にはこれだけの  
欠点があるのだ、だからいつでもおれ  
の権限でお前のところは解散させるこ

とができるのだというふうなことをや用をされることもあるのです。とするならば、やはりこれは年限を限る必要がある。しかもその年限はあまり長いものでなくして、もつと短かい期間が必要であるというふうにも考えられる。それからまた、もしりつばな知事である場合には単に一年というふうな年限でなくて、いつでもその権限を持つておられるということが妥当である。従つて現実の問題で、私はこの問題を相当運用上考慮して行かなければならぬ。今のようなお説を開けばまあ一応了解をするのですが、以上のようなどころに留意をして行かなければならぬことは事実だろうと思います。

午後四時二十九分散会

すに、一応ここでは事態の性質を法の適用という面からのみ判定して、一年にしたということでござります。

○小林(信)委員 わかりました。

○岡(延)委員長代理 本案に対する質疑は、これにて終了するに御異議ございませんか。

すに、一応ここでは事態の性質を法の適用という面からのみ判定して、一年にしたということをごぞいます。

すに、一応ここでは事態の性質を法の適用という面からのみ判定して、一年にしたということでござります。

すに、一応ここでは事態の性質を法の適用という面からのみ判定して、一年にしたということをごぞいます。